

「三豊市小学校 GIGA スクール端末売買及び処分業務」入札要領

1 入札に付する物件

入札に付する物件は、次のとおりとする。

物件名：Apple 社 iPad（第 8 世代） Wi-Fi モデル 32GB

購入年月：2020 年 3 月

予定数量：2,280 台

※数量は確定台数ではなく、引渡し時の実測（実引渡し台数）により確定する。

※落札者は、引渡し対象となる端末を一括して買い受けるものとする（分割買受け不可）。

予定価格（最低売却価格）：2,200 円／台（税込）

物件の詳細は、別紙仕様書のとおりとする。

本物件は現状有姿（現状渡し）とし、引渡し後の不調・故障等について市は補償しない。

2 入札物件の公開（下見）

(1) 公開期間 令和 8 年 10 月 8 日(木)～令和 8 年 10 月 15 日(木)

午前 9 時～午後 4 時(土・日を除く)

(2) 公開場所 三豊市教育委員会事務局学校教育課(危機管理センター 2 F)

物件の確認を希望する者は、事前に学校教育課(0875-73-3131)へ連絡し、
担当者と日時等を調整のうえ参加すること。

(3) 注意事項

① 公開（下見）は現状有姿の確認の機会であり、端末の起動確認・機能確認等について、市がその実施を保証するものではない。

② 公開（下見）時の撮影、計測、動作確認等は、担当者の指示に従うこと（分解、改造、設定変更その他物件に影響を与える行為は禁止）。

③ 公開（下見）に参加しないことを理由として異議を申し立てることはできない。落札者は、物件の状態等を十分承知のうえ入札したものとみなす。

3 売払い物品に関する質問

入札に対する質問は、次により行う。

(1) 質問の受付期間 令和 8 年 10 月 5 日(月)から令和 8 年 10 月 19 日(月)午後 4 時まで

(2) 質問の提出方法 質疑応答書により、下記（3）に電子メール、郵送又は直接持参すること。なお、電子メール又は郵送により提出する場合は電話連絡のうえ提出すること。電子メールにて質問を行う場合は件名を以下の通りとしてメールを送付すること。

【三豊市小学校 GIGA スクール端末売買及び処分業務】_〇〇株式会社_質問書の送付について

(3)質問の提出場所 三豊市教育委員会事務局 学校教育課（危機管理センター2階）〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

電話：0875-73-3131（直通）

E メールアドレス：gakkoukyouiku@city.mitoyo.lg.jp

(4)回答 令和8年10月21日(水)までに、ホームページに公表する（質問をした事業者名は公表しない）。

4 申込要領

(1) 入札参加資格

公告「6 入札参加資格」のとおり。

(2) 申込受付期間及び場所

受付期間：令和8年10月5日～令和8年10月26日（※土日・祝日を除く）

受付時間：午前9時～午後4時

※郵送の場合は令和8年10月26日 午後4時までに必着のこと。

受付場所：三豊市教育委員会事務局 学校教育課（危機管理センター2階）

〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

申込書類を上記場所に持参又は郵送すること。

- ①所定の申込書（様式1）※申込書類の印鑑は法人の代表者印を使用すること。
- ②印鑑登録証明書（法人）※申込日前3ヶ月以内に発行されたもの。
- ③登記事項証明書（現在事項又は履歴事項）※申込日前3ヶ月以内に発行されたもの。
- ④納税証明書（未納のないことの証明書）※申込日前3ヶ月以内に発行されたもの。入札に参加する者が居住(法人の場合は所在)している市町村税の納税証明書を提出すること。
- ⑤誓約書（様式5）
- ⑥使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定又は、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく製造事業者の認定を受けていることを証明するもの。
- ⑦資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者の認定を受けていることを証明するもの。

※上記のほか、市が必要とする書類の提出を求める場合がある。

※提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

※申込後、事情により入札に参加できなくなった場合は、入札辞退届（様式3）を提出すること。

5 代理人による入札及び開札への立会い

入札者本人以外の者が、入札会場において代理人として入札し、又は開札に立ち会う場合は、入札前までに本人からの委任状（様式 2）を提出すること。

ただし、入札者本人が記名押印した入札書を、使者として持参又は郵送により提出する場合は、委任状の提出を要しない。

委任状は本人及び代理人がそれぞれ記入し、押印すること。

6 買受者（落札者）決定方法

落札者の決定は一般競争入札にて決定する。開札には、入札者本人又は委任状を提出した代理人のみ立ち会うことができる。入札者本人又は代理人が開札に立ち会わない場合であっても、開札は実施する。

落札者は次の方法により決定する。

①有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、市の定める予定価格（最低売却価格）以上で、かつ最高額となる入札をした者を落札者とする。

②①に該当する者が 2 人以上あるときは、直ちにくじ引きにより落札者を決定する。この場合、入札者はくじ引きを辞退することができない。当該入札者のうち、くじを引かない者又は当該入札に立ち会わずくじを引くことができない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとする。

有資格者が 1 者の場合であっても入札は実施し、当該入札額が予定価格（最低売却価格）以上の場合に落札者とする。予定価格に達しない場合は落札者を決定しない。

開札後、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を入札者にお知らせする。

7 開札について

(1) 開札日時及び場所

開札日時：令和 8 年 11 月 11 日 午後 1 時 30 分

開札場所：三豊市危機管理センター3 階 301 会議室

(2) 入札書の提出方法

①本件は、別紙仕様書別表 1「入札物件一覧」に記載の 1 単位（1 台）あたりの売払単価を定めるものであり、入札書に記載する金額は 1 台あたり（税込）の金額とする。

②入札書（様式 4）は市指定のものを使用すること。

③入札の回数は 1 回とする。提出後の差替え、取消し又は撤回は認めない。

【事前に持参又は郵送する場合】

提出期間:令和 8 年 10 月 29 日午前 9 時から令和 8 年 11 月 10 日午後 4 時まで

提出先:三豊市教育委員会事務局 学校教育課（危機管理センター2 階）

- ①入札書は封筒に入れ、表に件名を記入の上、申込時に提出した印鑑登録証明書に登録されている実印で封印すること。
- ②①の封筒をさらに外封筒に入れ、外封筒の表面に朱書きで「入札書在中」及び件名を明記すること。
- ③郵送方法は、原則として一般書留又は簡易書留等の配達記録が確認できる方法によること。

【入札当日に持参する場合】

入札書は、令和 8 年 11 月 11 日午後 1 時 30 分に入札会場において提出すること。

なお、入札者本人以外の者が使者として入札書を持参し提出する場合は、委任状の提出を要しない。ただし、当該使者は、開札に立ち会うことはできない。

(3) 入札に必要なもの（会場で入札する場合）

入札書（様式 4）

委任状（様式 2）※入札者本人以外の者が代理人として入札又は開札に立ち会う場合のみ

(4) 入札書の記載方法

- ①金額の記入は算用数字(0,1,2…9)を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入すること。
- ②入札書の金額の加除訂正はできない。
- ③金額以外の記入箇所について訂正がある場合、訂正印をもって訂正すること。
- ④代理人が入札に参加する場合は、受任者（代理人）の記名・押印をすること。

(5) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ①入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人としてした入札。
- ②指定した日時までに提出しなかった入札。（郵送の場合は、提出期限までに到達しなかった入札を含む。）
- ③所定の入札書によらない入札。
- ④入札者又はその代理人の記名押印がない入札。
- ⑤代理人が入札する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札。
- ⑥入札者又はその代理人が 1 人で 2 通以上の入札をした場合、その全部の入札。
- ⑦入札者及びその代理人がそれぞれ入札をした場合、その双方の入札。
- ⑧入札金額、入札者の氏名、押印、その他主要部分が認識し難い入札。

- ⑨入札金額を訂正した入札。
- ⑩入札に関し、不正な行為を行った者がした入札。
- ⑪記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札。
- ⑫その他入札に関する条件に違反した入札。
- ⑬郵送又は事前に持参して提出する入札書について、所定の封印がされていない入札。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、売買契約の締結後に、次により算定した額の契約保証金を納付しなければならない。

- ① 契約保証金額 = 概算契約金額 × 100 分の 10
- ② 概算契約金額 = 別紙仕様書の別表 1 に定める売却予定台数 × 落札金額（1 台あたり・税込）

(3) 契約保証金の減免

前項の規定にかかわらず、契約担当者は、三豊市契約規則第 30 条各号に該当すると認めるときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことがある。
この場合における手続その他必要な事項は、市が別に指示する。

9 契約の締結・売買代金の支払

市と落札者との売買契約は、入札実施日から 7 日以内に、三豊市教育委員会事務局学校教育課において「売買契約書」により締結しなければならない。

※売買契約は必ず「落札者」名義で締結すること。

落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失う。

落札者は、後日、本物件に品質上の問題等があることを発見しても、これを理由に契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、または代金の減免を請求することはできない。

10 端末の引渡し（搬出等）

搬出・運搬等に要する費用は全て落札者の負担とする。

運搬中に事故等が発生した場合においても、市は一切の責任を負わない。

引取り日時は事前に学校教育課へ連絡し、担当者と調整すること。

11 入札結果の公表

入札結果について、市ホームページ等により、落札者の氏名（法人の場合は名称）及び落札金額（単価）その他必要な事項を公表する。入札参加者は、申込みをもって公表に同意したものとする。

12 問い合わせ先

三豊市教育委員会事務局 学校教育課（危機管理センター2 階）

ICT 担当 多田

〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

電話：0875-73-3131